

Q6-1.課税対象について教えてください。

台湾の法人税の課税対象は、本社機構が台湾内にある場合と本社機構が台湾外にある場合では、取扱いが異なりますので、以下、それぞれの課税対象について説明します。

■ 台湾会社の場合

台湾内に本社機構がある会社(たとえば日本の会社の台湾子会社)の場合は、台湾内外源泉の全ての所得につき課税対象となります。ただし、台湾外所得については、所得源泉国にて法人税を納付している場合、二重課税回避の手段が設けられています。具体的には、所得源泉国の税務当局が発行する同一年度の納税証明書に中華民国の在外公館あるいは台湾政府が認可したその他の機関の認証を得て提出することで、納付すべき税額から所得の源泉国において納付済の外国法人税額を控除することが可能になります。控除金額は、その台湾外所得に台湾の法人税率を適用して計算した金額を上限とします。

■ 台湾会社以外の場合

台湾外に本社機構がある会社(たとえば、日本の会社の台湾支店や台湾に固定的営業場所を持たない外国法人)で台湾源泉所得がある場合には、その台湾源泉所得は台湾にて課税対象となります。台湾源泉所得の認定は、複雑ですので、注意を要します。

所得税法第8条は、営利事業者の台湾源泉所得の範囲について以下のように定めています。

1. 台湾内での商工業等の営業から得られた利益
2. 台湾内でのサービス提供による報酬
3. 台湾会社からの配当金、台湾会社および台湾居住の個人からの受取利息
4. 台湾内の財産賃貸による賃貸収入
5. 台湾内における知的財産権のライセンス供与による収入
6. 台湾内における財産取引収入
7. その他台湾内で得た利益

さらに、台湾源泉所得か否かの判定のため、財政部は2009年9月3日に「所得税法第8条に規定する中華民国源泉所得の認定原則」を發布しました。同認定原則の重要な点は、以下のとおりです。

1. 台湾内での商工業等の営業で得られた利益

台湾内で物の販売やサービスを含め、本業の営業項目業務を行うことで得られた所得は、台湾源泉所得になります。台湾内と台湾外の両方で業務を行うものは、内外の相対的貢献度を証明できれば、台湾内の貢献相当が台湾源泉所得となります。ここでの証明書類には、会計士による証明書、移転価格文書、作業計画や報告書などが考えられます。営業行為が全て台湾外で行われており、かつ以下の場合、その所得は台湾源泉所得とはなりません。

- (1) 台湾内に固定的営業場所がなく、かつ営業代理人もいない場合
- (2) 台湾内に営業代理人はいるが、当該業務の代理は行っていない場合

(3) 台湾内に固定的営業場所はあるが、当該業務の協力は行っていない場合

2. 国際貿易認定

外国企業と台湾の個人または法人の間の物品の売買業務に関して、次の場合は国際貿易として扱い、台湾源泉所得にはなりません。

- (1) 外国の営利事業者が台湾の顧客へ物品を直接販売する場合
- (2) 外国の営利事業者がカスタマイズされていない標準パッケージソフトウェアをインターネット経由ダウンロードもしくはCD-ROM で台湾内の顧客へ販売する場合
- (3) 台湾内に固定的営業場所がなく、営業代理人も置いていない外国営利事業者が、インターネット販売により台湾内の顧客へ直接物品を販売し、買受人が通関する場合

3. サービス提供による所得

以下の営利事業者によるサービス提供による所得は、台湾源泉所得となります。

- (1) サービス提供者がサービスを全て台湾内で提供するもの
- (2) サービス提供者がサービスの一部を台湾内で提供するもの
- (3) サービス提供者はサービスを終始台湾外で提供しているものの、サービス提供において台湾居住の個人または営利事業者の協力を受けているもの

しかしながら、同認定原則発布後においても、最高行政裁判所による判決で、サービスの提供が全て台湾外で行われていても、当該サービスが台湾内で「使用」されている場合には、台湾源泉所得として扱うべきと判断されたケースがありますので、注意が必要です。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。